第28回消費者安全専門調査会における議論の整理

平成29年3月 消費者委員会事務局

【事故情報の公開における留意点等】

項目	番号	意見等
事業者の不利益	1	(原因不明の事故情報の一層の公開による企業への過度な責任追及のおそれについて)公開される事故情報は、この製品を使ったらこういうことが起きたというものであり、(原因に対する)評価を含むものではないので、直ちに事業者の責任追及に直結するものではないのではないか。そもそも、消費者安全法や消費生活用製品安全法は、まず事故情報を一元的に集めて、それによって対策を打っていくという仕組みとなっており、事故情報の現在以上の公開によって、直ちに過度の責任追及が進むものではないのではないか。
	2	(事故情報を長期間公開することによる事業者の不利益への対処について)事故情報を公開する際、あるいは公開を受けた人が 利活用等する際に、情報の中に製品の型番等のメタデータを明らかにすることによって、その後の改善等によって問題を解決し たことなどの現在の状況が分かるようにする、あるいは、一定の期間が過ぎた場合、非公表とする。又は、守秘義務等を課して 公表するという方法もある。また、事業者から改善について情報提供があった場合、事故情報に特記するという方法もある。
公開の相手方の限定 範囲	-	(事故情報を公開する範囲の考え方について)相手によって公開する範囲に差異を設けることは、法の下の平等との関係が問題になり得るが、法の下の平等は、合理的な差別的取り扱いは許されるとしている。そのため、事故情報を何のために公開し、それによってどのように消費者保護を達成していくかという制度設計の中で(公開の範囲を)検討すればよいのではないか。ただ、明らかに企業にダメージを与えるような悪意のある、または濫用的な人に対しては公開しないということはあり得ると思われる。
公開の原則	1	(事故情報は原則として公開とすることについて)事故情報はできるだけオープンにするのが良いと思うが、公開を望まない消費者もいるので、原則公開とすることは難しいと思われる。もっとも、現状よりも公開を進めるのが良いと思うので、公開に当たって、消費者のプライバシー上の問題ができるだけ起きないような運用を考えるのが良いのではないか。
	2	事故情報の公開は、事故の被害の拡大防止や原因究明の促進などの大きなメリットがあるということを前提にしつつ、公開する場合に気を付ける点は何かという形で(この専門調査会の)議論を進めていくことが大事だろう。

項目	番号	意見等
情報の詳細度・ フォーマット	1	(記述の詳細度等が異なる事故情報を公開する場合に留意すべき点について)できるだけ入力する時点で方式を揃えることが重要であるが、消費者が直接報告するようなものについては、情報が揃っているものとそうでないものを整理した上で公開すれば良いのではないか。情報の入力、取得あるいは集約の局面でオープンデータ・バイデザインの発想でやっていくことが必要ではないか。
	2	(車両事故の情報等ユーザーが入力した情報がそのまま公開されていると思われる事故情報について)車両については、運転者は車について一定の知識があり、詳細な情報が入力されていると思われるが、例えば、ガスヒーター等の事故では消費者は必ずしもその商品の知識があるものではないと思われる。そのため、詳細な報告が期待できないものについては、一定の加工や範囲を絞った上で公開するという工夫が必要と考えられる。
	3	事故情報は後日、分析をしたり、公表することも考えて、それがやりやすいような形である程度揃えられるところは揃えていく という工夫が必要ではないか。

【独立行政法人日本スポーツ振興センター(JSC)における取組】

項目	番号	意見等
情報の公開	1	(学校事故事例検索データベース(以下「データベース)で公開している情報の基準について)死亡案件全てと障害見舞金を支払った全件について、平成17年度から昨年度まで掲載している。公開に当たって、名前、学校名等の情報は削除している。
	2	(データベースに登録している情報に係る情報の公開について)公開の請求のあった研究者等と守秘の契約を結んで公開している。また、基本的に登録されている情報はほぼ全て公開している。
分析の課題	-	(情報の分析において課題と考えていることについて)自分たち(JSC)で把握していない分析手法もあると思われるため、情報活用のワーキンググループで分析の手法について検討している。例えば、新しい課題についてはAIなども活用できないかといったことや、医学部の教授等とも連携して、子どもが病院に運ばれる前にその子どもに病気があったのかということまで結び付けられないかといった研究もしている。
取組の評価	_	(取組の評価について)取組に対する評価も必要だと考えており、評価の方法についても専門家から意見をいただいており検討している。例えば、長いスパンで評価をしないといけないという意見や、他にも評価の方法があるのではないかとも言われている。
情報の発信	_	(事故に関する情報提供について)学校に冊子を配布しているほか、全国の学校保健会、PTA連合会の会議の場などでもチラシなどを配布している。また、先生が資料を作られる際、JSCでつくったイラストや取りまとめた事例の活用をしていただいている。
その他	1	JSCのデータは、学校で起きた事故が全部把握されており、件数の把握については非常に信頼できるデータソースと思われる。
	2	事故情報の活用等に関して、JSCと当専門調査会の関心は似ていると思う。今後もお互いに情報交換等をすることができれば、我々(消費者安全専門調査会)にとってもさらに参考になる。